



税金 NEWS

平成27年度 市税等についてのお知らせ

個人住民税・軽自動車税の制度が変更になります

平成27年度の、個人住民税・軽自動車税の主な変更点は次のとおりです。

- 【個人住民税(市民税・道民税)】
住宅借入金等特別控除額(住宅ローン減税)について

いわゆる住宅ローン減税の拡充などの措置では、その適用期限が「平成29年12月31日まで」から「平成31年6月30日まで」と改正され、1年半延長することとなりました。

○「ふるさと納税」について

ふるさと納税では、個人住民税の、寄附金控除に対する特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充することとなりました。この改正は平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。

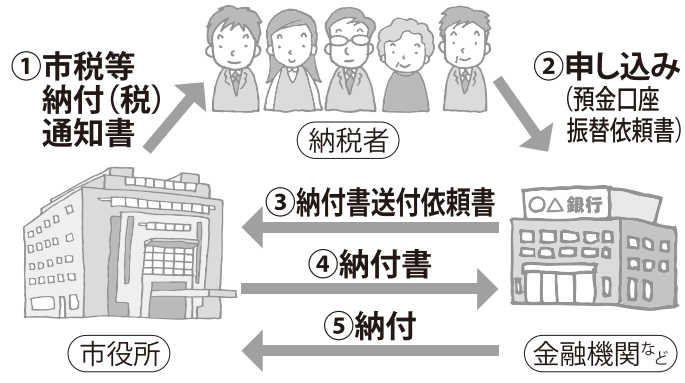
また、確定申告が必要な「ふるさと納税」の寄附金控除には、確

定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設されました。これについては、寄附をする方が確定申告を行わないこと、1年間の寄附先の自治体数が5団体以内であることが前提で、さらには寄附先の自治体に対し特例を適用するための申し出が必要となります。

この改正は、平成27年4月1日以後の寄附に適用されます。

【軽自動車税】

昨年の市税条例の改正により、平成27年度から原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などにかかる軽自動車税の税率を引き上げることとなりましたが、地方税法の改正に伴って引き上げ時期が1年延期され、これらの軽自動車にかかる平成27年度分の軽自動車税の税率については従前の税率のままとなりました。



口座振替の流れ

突然、督促状が届き、慌てしまったという経験はありませんか？
忙しくて金融機関へ行くことができないということはありませんか？
この機会に口座振替の手続きをお勧めします！

口座振替の取扱金融機関

札幌信用金庫・北海道銀行・北陸銀行・北洋銀行・北海信用金庫・北門信用金庫・北中央信用組合・北海道労働金庫・石狩市農業協同組合・北石狩農業協同組合・石狩湾漁業協同組合・ゆうちょ銀行

市税等は納期限までに納付を！

やむを得ない事情で納付できない場合は、分割納付などの相談をお受けしておりますので、早めにご連絡ください。

- 延滞金が加算されます
納期限を過ぎて納付される場合は年9.1%の延滞金を併せて納付していただくことになります。
- 財産の差し押さえ
督促状の発送や電話などによる催告を行っても納付いただけない場合は、財産(預金、給与、生命保険、売掛金、不動産など)の調査を行い、差し押さえを行うことになります。

平成27年度 市税等納付通知書の発送予定日と納期限

	納付通知書 発送予定日	期別と納期限			
		1期	2期	3期	4期
市・道民税(普通徴収)	6月上旬	6/30(火)	8/31(月)	11/2(月)	12/28(月)
固定資産税 都市計画税	5月上旬	6/1(月)	7/31(金)	9/30(水)	11/30(月)
軽自動車税	5月上旬	6/1(月) ※納税証明書の有効期限はH28/5/30です			
国民健康保険税	6月中旬	1～10期(6月～3月) 納期限は毎月末			
介護保険料	6月中旬	1～10期(6月～3月) 納期限は毎月末			
後期高齢者医療保険料	7月中旬	1～9期(7月～3月) 納期限は毎月末			
水道・下水道使用料	毎月下旬	12カ月(4月～3月) 納期限は翌月10日			

石狩市プレミアム付商品券を発売します。

1万円で

1万2,000円のお買い物!!

景気回復の遅れる地方の消費喚起と生活支援を目的に、国の交付金を活用した商品券を発売します。20%のプレミアムがついた商品券です。ぜひご活用ください!

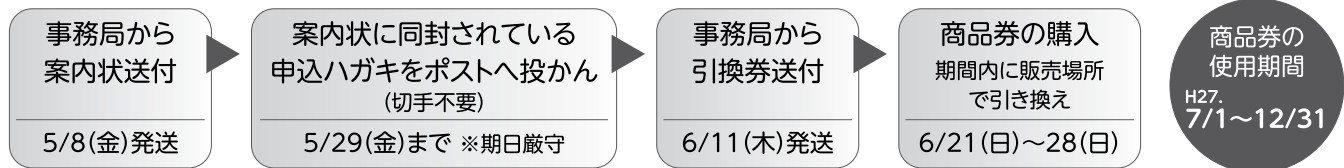
石狩市プレミアム付商品券

- 1冊1万円(1,000円券12枚つづり)で販売し、1万2,000円分の買い物ができます。
- 1世帯当たり最大5冊まで購入の申し込みができます。
※申込多数時は抽選。1世帯当たり最低2冊は購入できません
- 商品券を使用した場合、おつりは出ません。



H27.

4/20(月)現在で住民登録されている全ての世帯へ案内状を送付します。



販売場所	日時
花川南コミセン(花川南6・5)	6/21(日)・27(土) 10時～16時
花川北コミセン(花川北3・2)	6/28(日) 10時～16時
八幡コミセン (八幡2・332)	6/26(金) 10時～12時
	6/28(日) 14時～16時
石狩市観光センター(親船町107)	6/26(金) 14時～16時
	6/28(日) 10時～12時
石狩商工会議所 (花川北6・1)	6/22(月)～26(金) 10時～16時
石狩北商工会本所(厚田区厚田47・4)	6/22(月)～28(日) 10時～16時
石狩北商工会支所(浜益区浜益2・3)	6/22(月)～28(日) 10時～16時



中学生以下の子どもが複数いる世帯には割引制度があります!

多子世帯に対し、子育て費用の負担軽減を図ることを目的に、プレミアム付商品券を購入する際に使える割引券を配布します。次の2つの条件を満たす対象世帯には5/11(月)に、割引券(中学生以下の子どものうち2人目以降の子ども1人当たり2,000円分。A4版)を郵送します。

条件1 4/20時点で石狩市の住民基本台帳に登録されていること

条件2 中学生以下の子どもが複数いること

例

子どもが2人いる世帯→2人目の子ども1人分で2,000円分が割引に!
子どもが3人いる世帯→2人目・3人目の子ども2人分で4,000円分が割引に!

割引券に関する問合せ こども家庭課 ☎72・3116

注意事項

- 必ず割引券を提出してください
プレミアム付商品券を購入する際に、郵送された割引券を提出することで、割引を受けることができます。割引券の提出がない場合は、割引を受けることができませんので、ご注意ください。
- 割引券は直接、商品券利用可能店舗に持って行っても使えません
割引券は、プレミアム付商品券の購入に際してのみ使用できます。
- 対象範囲は「中学生以下の子ども」
この事業は、対象範囲を中学生以下の子どもとしています。児童手当の制度とは異なり、高校生は対象外となりますのでご注意ください。

プレミアム付商品券利用可能店舗などの詳細は5/8(金)に発送する案内状をご覧ください。